

鹿児島市立皇徳寺小学校 「いじめ防止基本方針」

1 「いじめ防止基本方針」について

鹿児島市立皇徳寺小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

本校では、「いじめ問題」に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に、教職員をはじめ関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

3 いじめの未然防止のための取組

本校教職員は、児童一人一人が、安心して自己存在感や有用感、成就感や達成感を感じながら学校生活を送り、自尊感情を育むことができるようにその基盤となる「心の居場所」のある学級や学校づくりに努める。

そのために、全教職員が共通認識に立ち、以下の取組を計画的に行うものとする。

(1) 学級経営を通して

- ア ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケートや「学校楽しいーと」等を活かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- イ ユニバーサルデザインに基づいた誰にでもやさしい「分かる」・「できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践を図る。
- ウ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(2) 学校教育活動（学校行事）を通して

- ア 学校教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されるものではない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

（実践例）

「いじめ問題を考える週間（学期1回）」

- … 各学級、学期はじめの学級づくりを意識して実施。取組について学期末に各学級、報告し、評価・改善につなげていく。

「いじめ防止啓発強調週間（ニコニコ月間）」

- … 全学年によるポスター、標語への参加

「校内人権旬間」「朝の会、帰りの会」

「教育相談」「児童代表委員会」

「道徳教育」「学級活動」「総合的な学習の時間、生活科」等

「学校行事への関わり方」

- … 児童一人一人に役割分担、出番をもたせる工夫

(3) 道徳教育を通して

- ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ウ 年1回は授業参観等で道徳の授業を公開し、保護者とともに考える機会をつくる。

(4) 相談体制の整備

- ア 職員研修で共通理解を図る。(生徒指導事例研修)
- イ 年度初めに実施する「アンケート」や「いじめアンケート」実施後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ウ スクールカウンセラーと連携を図り、教育相談の充実に努める。
- エ 全家庭を対象にした教育相談を実施し、保護者との連携を図る。

(5) 情報教育を通して（インターネット等を介して行われるいじめ対策）

- ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を徹底する。
- イ 保護者判断で携帯電話、スマートフォン等を持たせる場合は、家庭での約束事やガイドラインについて、三校PTA申し合せ事項を基に、地域全体で足並みを揃えた内容を全家庭に啓発する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 近隣の幼稚園、保育所や小・中学校と情報交換や交流学习を通して、相互の連携を図る。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめは、大人の目のつきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われる。そのため、些細な兆候であっても、見逃さず早い段階から関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく積極的に認知し、対策に取り組む。

そこで、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。児童のことについて気になることがあったら、日頃から教職員同士で、放課後や学年会などを活用し連絡を取り合うようにする。

(2) 家庭、地域、関係機関との連携

- ア 児童、保護者、学校の信頼関係づくり
 - (ア) 日頃からの情報交換等を通し、円滑な連携を図るように努める。
 - (イ) 保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。(家庭訪問、教育相談、電話による相談等)
 - (ウ) 学級PTAで子どもたちの様子を語り合う場を設定する。
- イ 地域住民との密な関係づくり
 - (ア) 民生委員・児童委員との連絡会の活用と充実
 - (イ) 学校評議員会・学校づくり委員会(年3回)の活用と充実
 - (ウ) 校区公民館運営審議会への参加と活用
 - (エ) 地域行事への積極的参加による情報収集と信頼づくりに努める。
- ウ 教育委員会、近隣保・幼・小・中等関係諸機関との連携
 - いじめについて協議する機会を設け、情報収集、課題解決に臨む。

(3) 「アンケート」「学校楽しいと」の実施

年度始めや学期末にタイミングを捉えた「いじめアンケート」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いを汲み取る。また、教育相談旬間に活用できるよう「学校楽しいと」を実施し、児童が内面に抱えている気持ちを汲み取った学級経営を心がけるようにする。

(4) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日記の内容から交友関係や悩みを把握したり、宿題の提出の様子、文字の乱れなどから心の悩みに気づいたりする。

(5) 教職員の資質の向上

いじめの早期発見，問題の解決には一人一人の教職員の気付きの目，対応する力量に負うところが大きい。そこで，共感的な学級づくりやいじめ問題の対処の仕方等について研修を深め，資質向上を図っていく。

5 学校におけるいじめ問題に取り組むための組織

(1) 組織の名称

「生徒指導委員会（いじめ対策委員会）」

(2) 組織設置の目的

皇徳寺小学校では，いじめ防止対策推進法第22条に則り，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行い，組織的な対応を行うための中核となる組織「生徒指導委員会（いじめ対策委員会）」を設置する。

これは，いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であること，また，必要に応じて，外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効のないいじめの解決に資することが期待されていることから設置するものである。

(3) 組織の構成

校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，関係教職員，特別支援教育コーディネーター ※ 常任 その他必要に応じた外部関係者・専門家 (スクールカウンセラー，学校評議員，民生委員・児童委員，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察経験者，警察官，他)

(4) 活動場所

この委員会は，いじめ発見により組織的な対応を行う必要があると学校長が判断したときに開くものとし，校長室で会議を行う。

(5) 活動内容

- ア 年間を通じた取組の検討や検証，次年度の計画作成
- イ いじめの早期発見（アンケート調査，教育相談，等）に向けた取組
- ウ いじめ防止に向けた取組
- エ いじめ事案に対する対応
- オ 職員研修（いじめ問題に関する児童理解のために）の企画

(6) いじめに対する措置

ア 事実の確認

いじめに関わる相談を受けた場合は，すみやかに事実の確認を行う。

イ 再発防止

いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 安全の確保

いじめを受けた児童等が，安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ 情報の共有化

いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 いじめに対する早期対応

いじめに関する相談を受けた場合

- 速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

いじめの事実が確認された場合

- 「生徒指導委員会（いじめ対策委員会）」を開き、対応を協議する。いじめの深刻度に合わせ、深刻度1では校内の職員のみで、深刻度2ではスクールカウンセラーや心理、福祉の専門家を含め、深刻度3では病院、警察を含め協議する。そして、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対しても事実を確認し、適切に指導する。

その際、組織的な対応ができるように取組を推進する。また、関係機関や専門機関とも連携し取り組む。

- 委員会が必要と認めるときには、事実に係る情報を関係保護者と共有するための話し合いの場を設ける。保護者へは担当が連絡し、状況に応じたメンバーを選定する。また、保護者に了解を取った上で、記録を取り、記録は職員室書庫に保管し、持ち出しを制限する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童や保護者の心のケアを図り、解決が図られた後も継続して見届けていく。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

いじめを受けた児童について

- 安全を確保した上で、いじめを受けた児童の立場に立ち、話を聞く。内容や関係する児童について事実関係を明らかにする。その後、絶対に守り通すという姿勢を伝え、安心感をもたせながら支援を行う。また、保護者へも家庭訪問して、事実関係を十分説明し、今後の学校の方針を誠実に伝える。さらに、組織的・継続的に見守っていく。

いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

いじめを行った児童について

- 「いじめは決して許されない」ことを明確にした上で、十分に話を聞き、内容や関係する児童等の事実関係をはっきりさせる。その後、毅然とした態度で指導に当たり、心から謝罪できるようにする。また、保護者へも家庭訪問をして、事実関係を十分説明し、今後の指導について協力を求める。児童については、さらに、組織的・継続的に見守っていく。

いじめを通報した児童について

- プライバシーが完全に守られるように配慮する。

いじめを行った集団及び周囲の児童について

- 知っていて見て見ぬふりをすることは、いじめ行為と同じであることを理解させ、他人事でなく自分のこととして考えられるように指導する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

重大な被害とは

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神症の疾患を発症した場合、等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

【 対処の主な流れ 】

報 告

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

組織づくり

- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
（基本的なメンバーとしては、学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任とする。）

「いじめ対応チーム」の編成と対応例

- A 学校での観察・助言チーム（担任、学年主任、養護教諭）
→情報収集・調査、いじめられた児童の保護、支援、心のケア
- B 学級担任へのサポートチーム（生徒指導主任、管理職）
→情報の確認・整理、全校体制の整備
- C 保護者との連携チーム（学級担任、管理職）
→情報の報告・交換、心のケア
- D 関係機関との連携チーム（管理職、スクールカウンセラー）
→市教委・警察・医療機関等への連絡、ケアの依頼、報道機関対応
- E 状況報告チーム（管理職）
→市教委への状況報告

調 査

- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、いじめられた児童から可能な限り行う。この際、十分な配慮を行い、情報拡散、風評被害にも配慮する。聞き取りが不可能な場合（入院や意識不明、死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に考慮し、今後の調査について協議する。また、関係諸機関との連携を適切にとり、客観的な事実を速やかに調査する。

情報提供

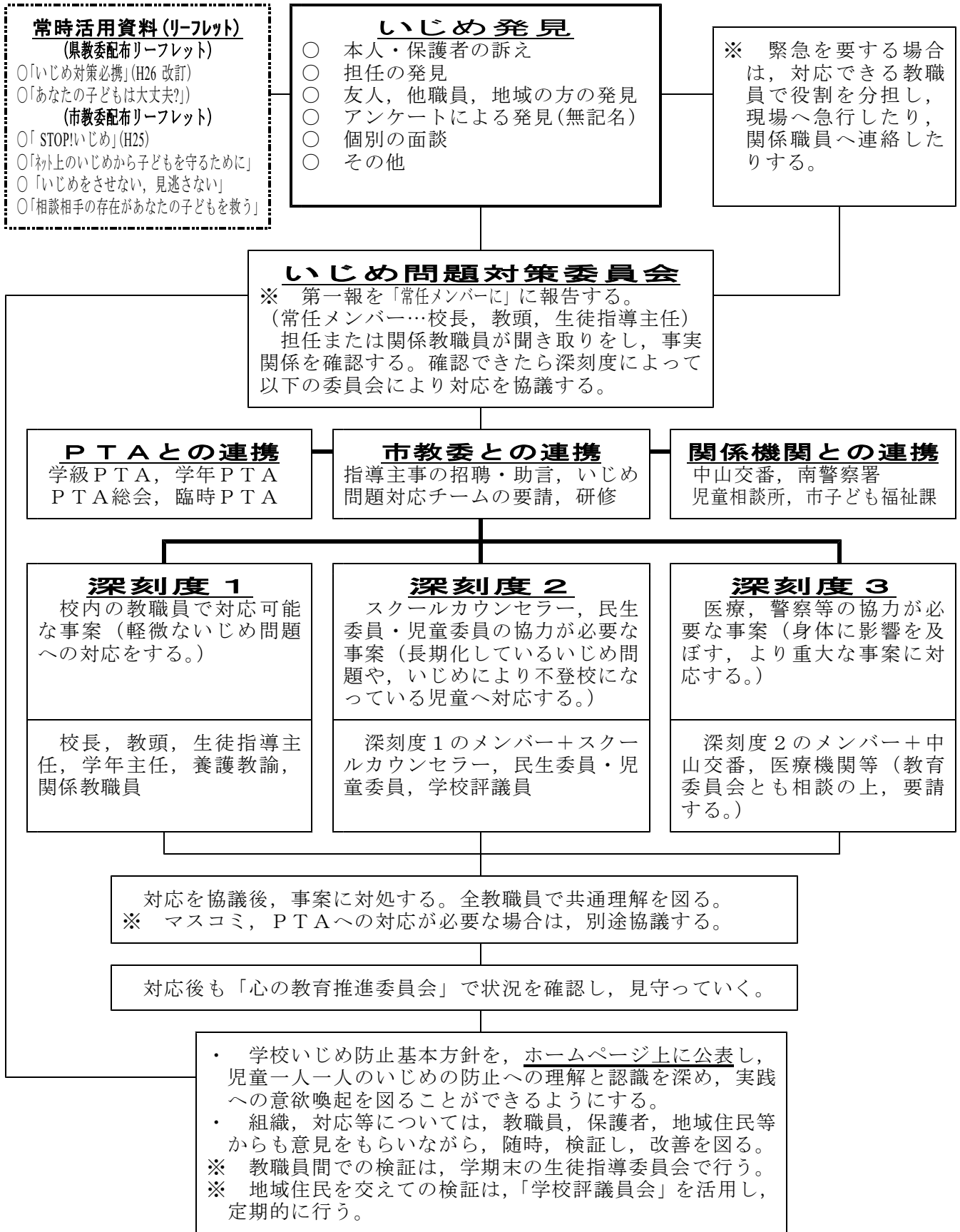
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

心のケア

- 必要に応じ、臨床心理相談員やスクールカウンセラーと連携し、心のケアに努める。

8 全体計画

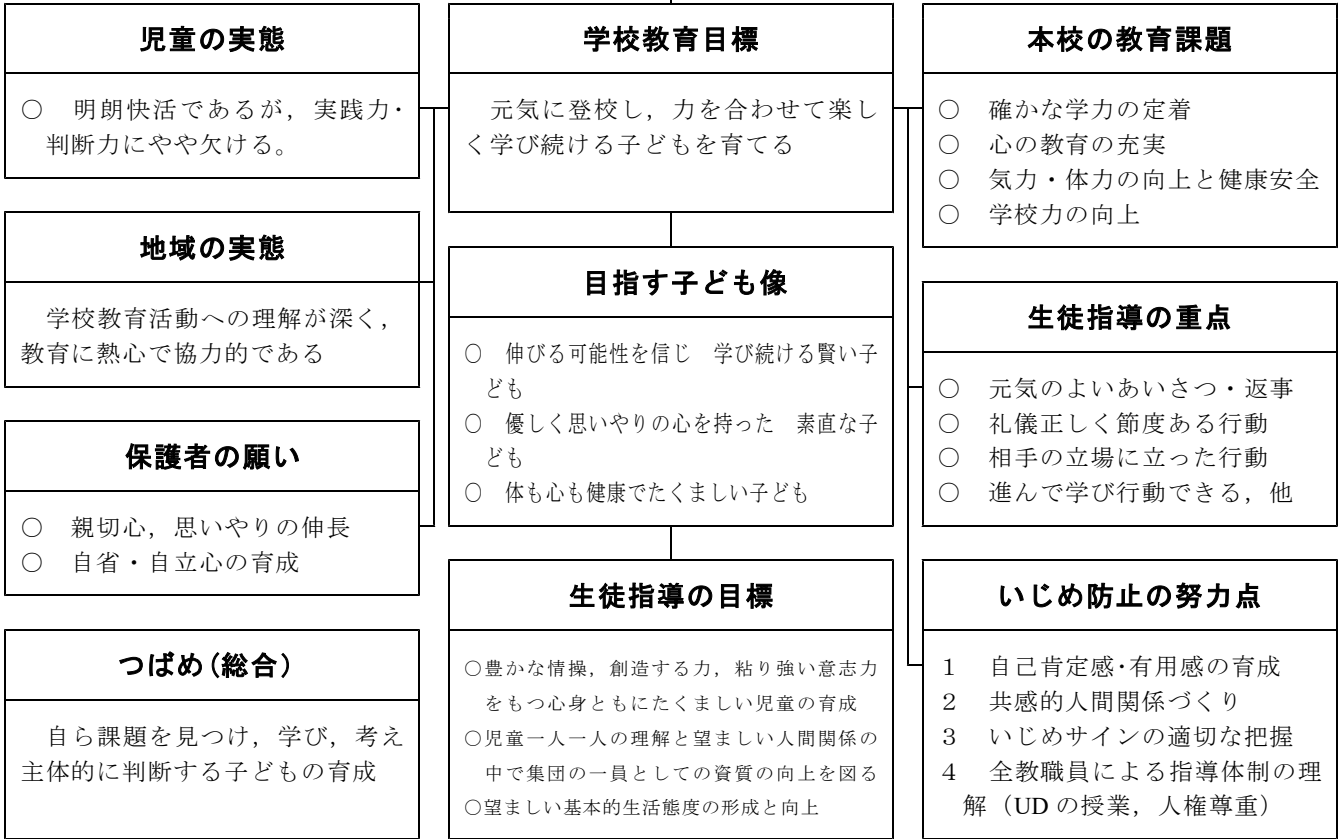
(1) 皇徳寺小学校いじめ対策委員会（生徒指導委員会「いじめ問題対策委員会」組織表



【関係機関及び連絡先一覧】			
○鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1		
○県警察本部(少年サポートセンター)	2 3 2 - 7 8 6 9		
○鹿児島南警察署	2 6 9 - 0 1 1 0	○中山交番	2 6 7 - 5 8 6 7
○県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3	○鹿児島市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0

(2) いじめ防止全体計画

いじめ防止全体計画



いじめ防止に対する基本方針

すべての児童の人権が尊重され、明るく楽しい学校生活を送れるように、児童相互の心の通った望ましい人間関係を育み、個に応じた的確な支援と指導を行い、いじめの発生を未然に防ぐようにする。

各教科	道徳	特別活動	特別支援教育
<p>○ 指導方法の改善に努め学習でのつまずきに対する支援・助言や個に応じた指導を徹底する。</p> <p>○ 人権尊重・特別支援教育の視点に立った指導。</p>	<p>○ 生きることを喜び生命を大切にすること</p> <p>○ 互いに信頼し学び合い友情を深め協力すること</p> <p>○ 健康や安全に留意しわがままをしないこと</p>	<p>○ 望ましい集団行動を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。</p> <p>○ 自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</p>	<p>○ 学習や生活面で児童のニーズに合わせ一人一人の能力が十分発揮できるように支援する。</p> <p>○ 保護者や地域の理解を深める。</p>
人権同和教育	教育相談	読書指導	家庭・地域・関係機関との連携
<p>○ 差別の解消を目指し全教育活動の中で人権尊重の教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別気付き子 ・ 差別を許さない子 ・ 偏見や差別をはねのけたたくましく生きる子 	<p>○ 学校生活が児童一人一人にとって楽しく生きがいのある充実したものになるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談日の設定 定期相談，自発相談等 ・ 日々の観察，日記等 	<p>○ 児童一人一人の読書意欲を高め読書の楽しさを味わわせることにより情操豊かな子どもを育てる。</p> <p>○ 学校図書館利用の方法や資料を利用する方法を知り読書意欲の向上を図る。</p>	<p>○ 情報発信と共有化を図り一体となった取組。 (学校評議員会・児童民生員会・校区コミュニティ協議会・児童クラブ・放課後子ども教室・スポーツ少年団、他) →学校だより，HP</p> <p>○ 関係機関との密な連携</p>

(3) 指導体制

指導段階	指導体制	留意点
1	学級担任による本人への指導	○ 学級担任の判断で、校長・教頭・生徒指導主任へ報告。
2	学級担任による本人及び保護者への指導	○ 電話、家庭訪問、教育相談等により保護者への指導。 ○ 校長・教頭・生徒指導主任へ報告。
3	学級担任、学年主任、生徒指導主任等の合同による本人への指導	○ 学級担任だけでは、解決が困難と判断される場合。 ○ 事後も担任は継続的に指導。 ○ 校長・教頭への報告。
4	学級担任、学年主任、生徒指導主任等の合同による本人及び保護者への指導	○ 本人への合同指導後、保護者へも合同指導。 ○ 校長・教頭へ報告。
5	学級担任、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長の合同による本人への直接指導、または、本人及び保護者への指導	○ 段階4と同様。 ○ 必要に応じ青少年課への報告。
6	学校の指導力で最大限の努力を尽くしても効果が見込めない場合、警察及び関係機関の協力を求めている指導	○ 全教職員の協力体勢を確認。 ○ 校長・教頭との密な連携。 ○ 青少年課への報告。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録は（時系列で）詳細に残す。 ○ 市教委・関係機関への報告は校長の責任において行う。 ○ マスコミ等の対応窓口は、管理職で一本化を図る。 ○ きめ細かな管理職への報告・連絡・相談を怠らない。 ○ 指導体制や指導の在り方について、生徒指導主任を中心に年次的見直しを図る。 	

(4) 年間指導計画

月	児童関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間	生徒指導委員会① 家庭訪問(児童実態把握)	
5月	ニコニコ月間(ポスター、標語) 人権教室	生徒指導委員会② いじめ防止啓発強調月間	学校生活アンケート実施 ・検証
6月	ニコニコ月間(ポスター、標語) 思いやりの心を育てる人権教室(4年) 教育講演会(情報モラル関係)	生徒指導委員会③ いじめ防止啓発強調月間 学校評議員会	学校楽しいーと実施
7月	教育相談月間	事例相互研修 学校評価(生徒指導) 教育相談旬間(保護者対象)	学校生活アンケート実施 ・検証
8月		教育相談旬間(保護者対象) 校内研修(人権教育)	
9月	いじめ問題を考える週間	生徒指導委員会④	学校生活アンケート実施 ・検証
10月		生徒指導委員会⑤	学校楽しいーと実施
11月	不登校を考える週間	生徒指導委員会⑥ 学校評議員会 教育相談強調旬間	学校生活アンケート実施 ・検証
12月	校内人権旬間(児童集会で 児童会の人権啓発、人権標 語、人権作文等放送)	学校評価(生徒指導)	
1月	いじめ問題を考える週間	生徒指導委員会⑦	
2月		生徒指導委員会⑧	学校生活アンケート実施 ・検証
3月		生徒指導委員会⑨ 事例相互研修(次年度引継)	学校楽しいーと実施